

# 副業・兼業を行う場合の健康確保措置について

- 副業・兼業の定義をはっきりさせたうえで調査すべきではないか。株取引やネットオークションなどは除いたうえで、非雇用も含めて調査すべき。
- 本業、副業・兼業ともに雇用の労働者を調査の基本とすべき。調査においては非雇用も含めた全体も把握してよいが、非雇用まで事業者に責任を負わせるのは疑問。
- 各副業・兼業と本業の実労働時間を把握するような調査にしていきたい。
- 労働者に対しては、睡眠時間を含めて調査していただきたい。
- 実態把握については、事業所や労働者のヒアリングのような手法も含めて検討してもらいたい。

# 実態把握の内容等

1 副業・兼業を行う労働者の健康状況等に関する論文について、その有無も含めて把握

2 副業・兼業の実施を認めている企業に関する情報収集(企業ヒアリング)を実施

## ○ 主なヒアリング事項

・制度の概要

・健康確保措置の状況(労働安全衛生法に基づく措置)

・その他の健康確保措置の状況

3 企業における副業・兼業実施者に対する健康確保措置の実施状況等の把握

○ 対事業所【労働者健康状況調査(平成24年、厚生労働省)等を参考に把握】

・ 業種、規模、副業・兼業の許可等の状況

・ 定期健康診断の実施状況、ストレスチェックの実施状況(就業形態別)

○ 対労働者【複数就業者についての実態調査(平成29年、(独)労働政策研究・研修機構)を参考に把握】

・ 仕事の有無<sup>(注1)</sup>、性別、年齢、就業形態<sup>(注2)</sup>、業種、収入、労働時間(本業／副業・兼業別)

・ 副業・兼業の有無、副業・兼業を行う理由

・ 職業生活に関する強い不安、悩み等の有無、定期健康診断・ストレスチェックの状況、

睡眠の状況等

(注1)株のデイトレーディング、個人的なネットオークションによる収入等は「仕事」に該当しない旨を質問票に記載。

(注2)正社員、契約・嘱託社員、パートタイム・アルバイト等に加え、自営業、自由業・フリーランス(独立)・個人請負等も選択肢として質問票に記載。

# 参考となる既存の調査

調査種別	事業所調査	労働者調査
調査名称等	労働者健康状況調査(平成24年) (厚生労働省)	複数就業者についての実態調査 (独)労働政策研究・研修機構)
調査方法	郵送	インターネット調査
調査実施期間	平成24年12月7日～12月27日	平成29年9月29日～10月3日
調査対象等	平成21年経済センサス基礎調査を母集団とし、13,332事業所を対象に調査を実施(このうち9,283事業所から回答を得ている)。	約185万人に調査回答依頼のメールを送信し、約15万7千人から有効回答を得た(このうち仕事は2つ以上と回答した9,299名を分析対象とした)。
調査項目(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断に関する事項 (実施率、就業形態別実施状況等)</li> <li>・長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項</li> <li>・メンタルヘルスケアに関する事項 (メンタルヘルスケアへの取組状況等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副業の数、業種、仕事内容、就業形態等</li> <li>・収入状況、労働時間</li> </ul>